

## 安全データシート

作成日:2002年9月16日 改定日:2023年12月26日

改定内容:法改正対応

## 1. 製品及び会社情報

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 製品名          | : 耐水ペーパー 細幅ロールタイプ                |
| 会社名          | : 株式会社MonotaRO                   |
| 所在地          | : 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階 |
| 担当者名         | : 商品お問合せ窓口                       |
| 電話番号         | : 0120-443-509                   |
| FAX番号        | : 0120-289-888                   |
| 緊急連絡先        | : 所在地と同じ                         |
| 整理番号         | : M240222                        |
| 推奨用途及び使用上の制限 | : 一般金属・一般木工・プラスチック・セラミックス研磨      |

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

|                    |                     |                  |
|--------------------|---------------------|------------------|
| 物理化学的危険性           | 爆発物                 | 区分に該当しない         |
|                    | 可燃性ガス               | 区分に該当しない         |
| 健康有害性              | エアゾール               | 区分に該当しない         |
|                    | 酸化性ガス               | 区分に該当しない         |
|                    | 高压ガス                | 区分に該当しない         |
|                    | 引火性液体               | 区分に該当しない         |
|                    | 可燃性固体               | 区分に該当しない         |
|                    | 自己反応性化学品            | 区分に該当しない         |
|                    | 自然発火性液体             | 区分に該当しない         |
|                    | 自然発火性固体             | 区分に該当しない         |
|                    | 自己発熱性化学品            | 区分に該当しない         |
|                    | 水反応可燃性化学品           | 区分に該当しない         |
|                    | 酸化性液体               | 区分に該当しない         |
|                    | 酸化性固体               | 区分に該当しない         |
|                    | 有機過氧化物              | 区分に該当しない         |
|                    | 金属腐食性物質             | 区分に該当しない         |
|                    | 鈍性化爆発物              | 区分に該当しない         |
|                    | 急性毒性(経口)            | 区分に該当しない         |
|                    | 急性毒性(経皮)            | 区分に該当しない         |
|                    | 急性毒性(吸入:ガス)         | 区分に該当しない         |
|                    | 急性毒性(吸入:蒸気)         | 分類できない           |
|                    | 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)    | 区分に該当しない         |
|                    | 皮膚腐食性/刺激性           | 区分に該当しない         |
|                    | 目に対する重篤な損傷性/目刺激性    | 区分に該当しない         |
|                    | 呼吸器感作性              | 分類できない           |
|                    | 皮膚感作性               | 分類できない           |
|                    | 生殖細胞変異原性            | 区分に該当しない         |
|                    | 発がん性                | 炭化けい素は区分1B1に該当する |
|                    | 生殖毒性                | 分類できない           |
| 特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露) | 炭化けい素は区分1(呼吸器)に該当する |                  |
| 特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露) | 炭化けい素は区分1(肺)に該当する   |                  |
| 誤えん有害性             | 分類できない              |                  |
| 環境有害性              | 水生環境有害性 短期(急性)      | 分類できない           |
|                    | 水生環境有害性 長期(慢性)      | 分類できない           |
|                    | オゾン層への有害性           | 分類できない           |

## GHSラベル要素

絵表記又はシンボル



注意喚起語

: 危険、警告

危険有害性情報

: 研磨作業中に発生する粉じんには呼吸器への刺激の恐れがある。  
長期又は反復曝露(吸入)による肺の障害  
発がんの恐れ

注意書き

## 【安全対策】

: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
粉じんを吸入しないこと。  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
取扱い中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡(ゴーグル型)、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用すること。  
取扱い後はよく手を洗うこと。

## 【救急処置】

: 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断・手当てを受けること。  
眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断・手当てを受けること。

## 【保管】

: 直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、水濡れや破損しないように梱包箱に入れて保管すること。

## 【廃棄】

: 内容物や容器等は関係法令に従って、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 3. 組成、成分情報

単一化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 成分                   | 含有率(%) | 化学特性 | CASNo.   | 官報公示整理番号   |
|----------------------|--------|------|----------|--|
| 炭化けい素<br>(研磨材)       | 10~50  | SiC  | 409-21-2 | 化審法番号: 既存1-174<br>安衛法通知政令番号 : 336<br>化管法政令番号 : 1-280 |
| エポキシ樹脂<br>(接着剤)      | 非公開    |      | 該当せず     |  |
| 木材パルプ(セルロース)<br>(基材) | 非公開    |      | 該当せず     |  |
| 合成樹脂<br>(処理剤)        | 非公開    |      | 該当せず     |  |

## 4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡を取りその指示に従う。

吸入した場合

: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

: 汚染された衣類を脱ぐこと。  
皮膚を速やかに洗浄すること。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合

: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

: 医師の診断、手当てを受けること。  
水でよく口の中を洗浄する。可能であれば指を喉に差し込んで吐き出させ直ちに医療処置を受ける手配をすること。

予想される急性症状及び遅発性症状

: 吸入の場合、咳。  
眼の場合、発赤。

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 最も重要な兆候及び症状  | : 情報なし。                   |
| 応急措置をする者の保護  | : 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 |
| 医師に対する特別注意事項 | : 情報なし。                   |

## 5. 火災事の措置

|             |  |
|-------------|--|
| 消火剤         | : 本製品は、無機物と有機物から成り無機物の研磨材は不燃性。<br>泡、二酸化炭素、粉末等の周辺の状況に適した消火剤を使用する。 |
| 使ってはならない消火剤 | : 情報なし。  |
| 特有の危険有害性    | : 特になし。  |
| 特定の消火方法     | : 危険でなければ、火災区域から移動させ、周辺に散水し冷却する。                                 |
| 消火を行う者の保護   | : 消火作業の際は、適切な呼吸用保護具を含め、適切な化学用保護衣を着用する。                           |

## 6. 漏出時の措置

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | : 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 |
| 環境に対する注意事項            | : 漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。                             |
| 除去方法                  |  |
| 回収                    | : 漏出物を掃き集めて密閉できる空容器に回収する。                                |
| 廃棄                    | : 回収した漏出物は「13.廃棄上の注意」に従って廃棄する。                           |

## 7. 取扱い及び保管上の注意

|           |   |
|-----------|---|
| 取扱い       |   |
| 技術的対策     | : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い保護具を着用する。  |
| 局所排気・全体換気 | : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。   |
| 安全取扱い注意事項 | : 適切な保護具(保護手袋、安全眼鏡、長袖の着衣等)を着用して扱う。<br>切断、研磨又は機械加工作業中は、飛散物対策(粉じん吸入防止、安全眼鏡等による目の保護)を行う。取扱い後は、手洗い、洗眼を十分行う。 |
| 保管        |   |
| 適切な保管条件   | : 梱包箱に入れ、直射日光、高温高湿を避け、換気の良い涼しいところで保管すること。   |

## 8. ばく露防止及び保護措置

|              |   |
|--------------|---|
| 管理濃度         | : 設定されていない。   |
| 許容濃度:        | 日本産業衛生学会(2023年度版)   |
| 炭化けい素        | : 第2種粉塵 吸入性粉じん 1mg/m <sup>3</sup> 総粉じん 4mg/m <sup>3</sup> |
| エポキシ樹脂       | : 第3種粉塵 吸入性粉じん 2mg/m <sup>3</sup> 総粉じん 8mg/m <sup>3</sup> |
| 木材パルプ(セルロース) | : 第3種粉塵 吸入性粉じん 2mg/m <sup>3</sup> 総粉じん 8mg/m <sup>3</sup> |
| 合成樹脂         | : 第3種粉塵 吸入性粉じん 2mg/m <sup>3</sup> 総粉じん 8mg/m <sup>3</sup> |
| 設備対策         | : 局所排気装置を設置する。  |
| 保護具(製品使用時)   |   |
| 呼吸器の保護具      | : 粉じんマスクを着用すること。  |
| 手の保護具        | : 保護手袋を着用すること。  |
| 眼の保護具        | : 保護眼鏡を着用すること。  |
| 皮膚及び身体の保護具   | : 帯電防止性能を有する保護衣(長袖)及び安全靴等の保護具を推奨する。                       |
| 衛生対策         | : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。<br>取扱い後はよく手を洗うこと。             |

## 9. 物理的及び化学的性質

|                       |                  |        |         |
|-----------------------|------------------|--------|---------|
| 物理的状態                 | 形状/色/臭いなど: 固体、無臭 |        |         |
| 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲: |                  |        |         |
| 沸点                    | : 適用外            | 融点/凝固点 | : データなし |
| 引火点                   | : 適用外            | 発火点    | : 適用外   |
| 蒸気圧                   | : 適用外            | 比重(密度) | : データなし |
| 溶解性                   |                  |        |         |
| 水に対する溶解性              | : 適用外            |        |         |

## 10. 安定性及び反応性

|            |      |
|------------|------|
| 安定性        | : 安定 |
| 危険有害反応性可能性 | : なし |

避けるべき条件 : 粉じんの発生、拡散。  
 混触危険物質 : なし  
 危険有害性のある分解生成物 : データ無し。

#### 11. 有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

急性毒性(経口) : 区分の該当しない  
 皮膚腐食性/刺激性 : 繰り返しの皮膚への接触は体質によって荒れる事がある。  
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 切断、研磨又は機械加工によって発生する粉じんが目に入ると炎症を起こすことがある。  
 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : データなし  
 生殖細胞変異原性 : 分類できない  
 発がん性 : 炭化けい素 GHS分類 区分1B  
 生殖毒性 : データなし  
 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 炭化けい素 GHS分類 区分1(呼吸器)  
 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 炭化けい素 GHS分類 区分1(肺)  
 誤えん有害性 : 切断、研磨又は機械加工によって発生する粉じんは呼吸器系を刺激することがある。

#### 12. 環境影響情報

生態毒性 : データなし 残留性・分解性 : データなし 生体蓄積性 : データなし  
 土壌中の移動性 : データなし オゾン層への有害性 : データなし その他 : 知見はない

#### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃棄においては、関係法令並びに地方自治体の基準に従うこと。  
 汚染容器及び包装 : 梱包容器は洗浄してリサイクルするか、関連法令並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

#### 14. 輸送上の注意

国際規制  
 海上規制情報: 非危険物 航空規制情報: 非危険物  
 国内規制  
 陸上規制情報: 規制なし 海上規制情報: 非危険物 航空規制情報: 非危険物  
 特別の安全対策 : 乱暴な取扱いを避ける。 梱包容器が破損、水濡れ、異物混入、汚損及び破損しないような輸送方法を取ることを。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 通知対象物・・・炭化けい素  
 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)  
 (政令番号 第336号)  
 化学物質排出把握管理促進法 : 通知対象物・・・炭化けい素  
 (管理番号667 第一種指定化学物質 政令番号1-280)

#### 16. その他の情報

本文書は製品の取り扱い、実作業、保管、輸送、及び廃棄を安全に行う目的で作成したもので、その品質を保証するものではありません。危険、有害性の評価は、必ずしも十分とはいえませんので取り扱いには十分注意して下さい。  
 保護具に関する詳細については、(社)日本保安用品協会にお問合せ下さい。

参考文献 : 国際化学物質安全性カード(IGSC)  
 安全衛生情報センター  
 作業環境保安基準  
 (社)日本化学物質安全・情報センター  
 GHS関連情報  
 法令データ提供システム(電子政府e-Gov)  
 (独)製品評価技術基盤機構  
 その他関係各社提出資料